

【国家公務員の関連規定の抜粋】

○ 人事院規則9—30（特殊勤務手当）（昭和35年人事院規則第9—30）（抄）

令和6年2月の規則改正を反映後

（災害応急作業等手当）

第19条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一・二 （略）

三 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

四・五 （略）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

一・二 （略）

三 前項第三号の作業 840円

四・五 （略）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一・二 （略）

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

四 （略）

（イメージ）

		国家公務員 (一般職)
特殊勤務手当の根拠規定		人事院規則9—30
名称		災害応急作業等手当
対象作業		災害現場における被災者の救助等作業(第19条第1項第3号)
金額	通常	840円/1日(第19条第2項第3号)
	大規模災害の場合	1,080円/1日(第19条第2項)
	大規模災害、かつ危険区域において活動する場合	2,160円/1日(第19条第3項第3号)

○ 特殊勤務手当の運用について（昭和 37 年 6 月 14 日給実甲第 197 号） （抄）

8 の 3 災害応急作業等手当（規則第 19 条）関係

1 （略）

2 規則第 19 条第 2 項の「人事院が定める災害」は、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事院事務総長が定める災害とする。

3 規則第 19 条第 3 項第 3 号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) （略）